Ⅰ-1 行政執行方針等への記載について

(1) 市町村行政執行方針への記述 ある 19、ない 0

子どもの最善の利益を念頭に置きながら、各種施策を推進して参ります。

子ども子育て支援事業計画(平成27~31年度)を策定し、町の重点施策として事業を展開

- 子どもたちが健やかに成長することのできるまち
- 人に子育てにやさしいまち
- ・社会全体、地域で子育てを支援するまち

少子化、人口減少克服の対策の一環として取り組んできた子育で施策が人口増や乳幼児を持つ女性の雇用 拡大につながっておりますことから、保育料の完全無料化や医療費の無料化など、子育で・教育の町として、 更に充実した取り組みを行ってまいります。

子どもが育つための愛情と信頼ある家庭機能の充実を図るとともに、基本的生活習慣の社会性を育み、地域 のふれあいを大切にする家庭づくりを支援し、すべての子どもが心豊かに育む家庭教育の推進に努めます。

「地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり」を目標とした本町の教育大綱を基本とし、学校教育と社会教育が十分に連携した上で、「生きる力」の育成を図るとともに、学校・家庭・地域が協働して子ども達を育む「地域とともにある教育」を推進してまいります。

安心して子どもを生み育てられる環境を整備するため、出産祝金制度や子育てサポート事業などの充実・拡充を行う。子育て、賃貸住宅居住世代への新築等住宅の取得に対する支援を行い多様な世代が住みやすい住宅環境の充実に取り組む。

児童の健やかな心身の成長を促すとともに、幼保相互の子ども情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

幼児期からの学校教育や保育、子育て支援の拡充などを進めるため、「中札内村子ども・子育て支援事業計画」に基づき事業を推進する。地域における保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供を心掛けるとともに、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮する。子どもたちの健康な身体づくりと幼児期における必要なカリキュラムの研究を継続しスムーズな就学に向けて小学校との連携に努める。

「更別村子ども・子育て支援計画」の推進を担う更別村子育て委員会など各分野の幅広い意見等を聞きながら子育て環境の充実に努めます。

また、子育て支援環境づくりのため子育て応援パッケージやワンストップ行政など子育て応援課の機能を 充実させ、子育て、母子保健事業等を推進していきます。

さらに、関係機関との情報共有やコーディネート機能を持つ「子育て世代包括支援センター(さらべつ版 ネウボラ」の更なる充実を図り、妊娠期から子育で期にわたる切れ目ない支援を行ってまいります。

- ・子育て世帯の様々なニーズに応え、未来を担う子どもたちの健やかな成長を地域で支えていくための取組 みを進める。
- ・文教施設の整備や学習環境の充実を図るとともに、郷土を学び育む「大樹を知る郷育」を実施する。

少子化、核家族化が進行している中で、子どもを生み育てやすい環境をつくるため、子育て支援のニーズ にあわせた施策の推進に取り組んでまいります。

妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援が受けられるよう、子育てに関しての総合的な相談・支援体制の整備として「子育て支援室」を創設し専門的な窓口となるよう努めてまいります。

少子化対策として、安心して出産するために、妊婦健診費用の助成に合わせて、通院費や産後の母子健診 費の助成を継続して実施してまいります。

特定不妊治療費及び不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図り少子化対策に努めて参ります。 幼保一元化により幼児教育の一層の充実を図るため、認定こども園ひろお保育園への移行を行い、子ども の成長に応じたカリキュラムによる教育・保育により、その後の小学校教育へつながるように取り組んでまいります。また、多子世帯の経済的負担軽減を継続して実施してまいります。

平成32 (2020) 年度からはじまる、第2期広尾町子ども・子育て支援事業計画に、昨年10月に実施した「子ども・子育てニーズ調査等」を参考に作成し、今後の事業に反映させてまいります。

乳幼児などの疾病の早期診断、治療の推進及び子育て世帯の負担軽減を図るため、中学校までの医療費助成を継続実施し、子育て支援、人口減少対策としての定住促進を推進し、子どもたちの保健・医療と福祉の増進を図ってまいります。

「すべての町民が支えあい、子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念とした「幕別町子ども・子育て支援事業計画」が本年度をもって計画期間が終了いたしますことから、「子どもの生活実態調査」などの調査結果をはじめ、多様化するニーズを的確に把握し、令和2年度を始期とする第2期5か年計画の策定に取り組んでまいります。

また、本年10月から幼児教育、保育が無償化される予定でありますが、今後においても保育需要を適切に把握し、子供を安心して育ていくことができるよう子育て支援の充実に努めてまいります。

政策3「子育て支援の充実」

・「安心して子どもを生み育てやすい地域づくり」について

妊娠・出産・子育てと安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目指し、家庭訪問・相談体制を整え、 産後ケアサービスの活用など、支援体制の充実を図ります。

「仕事と子育てが両立できる環境整備」について

本年10月から幼児教育・保育無償化が実施され、子育ての不安や負担を軽減し、安心して育てられるよう 関係機関と連携して取り組んでいきます。また、一時預かり保育や障がい児保育、病後児保育などを引き続 き行っていきます。子どもを預けたい人、預かることのできる人の会員制システムであるファミリーサポー トセンター事業の円滑な運営に努めます。

地域ぐるみによる子育で環境づくりを重要と位置づけ「子ども・子育で支援計画」に基づき子育で支援を 推進し「こどもプラザとよころ」を核として関係機関との連携を強化し安心安全な子育で環境を図ります。

第1期の「子ども・子育で支援事業計画」が5年の計画期間を終えることから、令和2年度を始期とする 第2期計画を策定してまいります。また、園児数の減少や市街地の浦幌幼稚園としらかば保育園の施設老朽 化が喫緊の課題となっている中において、多様化する教育・保育ニーズに適応した運営やコストの低減化を 図るため、浦幌幼稚園としらかば保育園を統合し、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するため、令和 3年度の開園を目指した「認定こども園」の整備事業を進めてまいります。

子どもはいつの時代にあっても、どこの地においても、かけがえのない存在です。次代を担う本別の宝である子どもたちが、生き生きと健やかに育つことは、私たちの願いであり、責任でもあります。本別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策を総合的かつ効率的に推進してまいります。

また、昨年から第2期計画の策定に着手しており、その基礎資料となりますアンケート調査の結果を踏まえ、計画に盛り込むべき新たな施策について検討を進め、関係団体からの聞き取り調査等を行ないつつ、子ども・子育て会議での御議論をいただきながら、今年度中に取りまとめ、引き続き、すべての子どもの健やかな成長を支え、充実した子育で環境の整備を図ってまいります。

加えて、全国的に子どもの貧困が大きな社会問題となっておりまして、本町といたしましても各自治体の 取り組み状況を把握しているところでありますが、子どもの将来がその生まれ育った環境よって左右され ることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第2期計画に有用な施策を盛り込 んでまいります。

幼児教育の無償化につきましては、国は本年10月に予定されております、消費税率の引き上げによる財

源を活用して、認定こども園、保育所等の利用者負担額を無償化する予算案を現通常国会に提出しており、 その後、子ども・子育て支援法の改正案の成立をもって幼児教育の無償化を進めるとしています。本町にお きましても、関連する町条例の改正、それに伴います補正予算につきまして、町議会に御審議いただき、幼 児教育の無償化をスタートさせてまいります。

平成27年度に創設した「子育て安心基金」を財源に、引き続き、子育て応援出産祝金の支給をはじめ、 認定こども園、へき地保育所、家庭的保育、そして学童保育所の保育料無償化を継続してまいります。

これまで実施している出産子育て支援祝金制度や陸別保育所・子育て支援センターの運営、陸別保育所の 多子入所に係る保育料の軽減、給食費の助成、保育ママ利用制度などの各種事業につきましては従来どおり 継続し、保育サービスの充実を図って参ります。

子供医療費助成事業につきましても、安心して子育てができる環境を築いていくために、満 18 歳までの 入院・外来の自己負担分の無料化について、継続して実施していくための予算を計上いたしました。

また、重度心身障害者医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業につきましても、これまで同様に 継続して参ります。

- ・母子保健サービスや子育て相談体制の充実、保育所の整備などを通し、親子がともに健やかに成長できる 環境づくりを進めてまいります。
- ・子育てにつきましては、保育環境の充実をはかるため、へき地保育所の認可化に向けた施設整備のほか、 相談・支援体制の強化や、産後ケアの拡充などを通し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支 援に取り組んでまいります。さらに、幼児教育・保育の無償化の着実な実施や、ひとり親家庭への支援の充 実をはかってまいります。

(2) 教育大綱への記述 ある 15、ない 4

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

- 幼児教育の充実
- ・健康で明るく、知性に富み、自主的で郷土を愛するたくましい子
- ・自分を大切にし、他者を認め、思いやりをもって生きる力を育む
- ◎鹿追ならではの学校教育推進のために
- ・未来に生きる子ども達の「生きる力」の育成のため、幼小中高一貫教育などの鹿追ならではの教育をはじめ家庭・園・地域の教育力の向上に向けた取組を進め、国際化する社会に生きる子どもの教育に努めます。
- ・集団生活を通して、人と協力し合うことの大切さや思いやりの気持ちを育て、社会性や道徳性を身につけ、 自分の思いや考えを伝えられる幼児の育成
- ・何事にも最後までがんばる根気強さとひたむきさを持ち、目標達成の努力をするとともに、我慢する気持 ち、自立できる精神の育成

家庭・学校・地域がともに推進する教育のまちづくり

- ・次世代を担う子どもたちの生きる力を育みます。
- ・幼保・小の連携
- ・感性豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実

学びの環境を整える

幼保小中の連携強化の推進

幼児教育の推進

- ・保・小連携の推進
- ・ブックスタート事業及びブックフレンド事業など本に親しむ環境づくり

・子育てを行っている家庭には安心して子育てが行えるよう、地域ぐるみで支援や環境の整備を進めます。

自然体験や表現活動などを中心に、学びの原点である幼児教育の充実を目指します。

(平成27年度~平成32年度)

社会の変化に対応できるように、基礎・基本を確実に身に付け、児童生徒が自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。

また、教育制度の改正に適切に対応しながら、教育内容、教育環境の一層の充実を図るとともに本町の持っている自然、歴史、文化の特性を理解し、郷土への愛着を育みます。

池田町教育基本計画

子どもは遊びを通して心身を発達させます。物事への興味や関心、人との関わり合いを大切にして、豊かな心を培うことが必要です。

- ① 幼稚園等における幼児教育への支援
- ② 幼稚園・保育所、小学校の連携の推進
- ③ 親子のふれあい学習等の推進
- ④ 読み聞かせやブックスタート事業等の推進
- ⑤ 子育て支援についての学習機会や情報交流の充実
- ・人間性・社会性を培う家庭教育

核家族化や少子化、人間関係の希薄化で、すべての教育の出発点である家庭での教育力の低下が指摘されていますが、子育てに不安を感じている親への支援、家庭教育学級などの学習機会の充実を図り、基本的な生活習慣や倫理観、社会的なマナーが培われる家庭教育を目指します。

【第2期浦幌町教育振興基本計画】

幼児期において遊びを通して育まれてきたことが、小学校の各教科等における学習に円滑に接続されるよう、幼・保・小が連携してスタートカリキュラムを作成する取組を推進します。また、幼・保・小・中合同研修会、ジョイント教室や乗り入れ授業、合同運動会など、地域の実情に応じた取組を推進します。

2. 幼児教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育活動の提供を促進します。また、子育てへの不安やストレスを抱える親の身近な相談役となれる人材の育成に努めるとともに、子どもを健やかに育てるための学習機会の充実を図ります。さらに、幼稚園の特定教育・保育施設への移行に伴い、施設型給付費の円滑な支給により、私立幼稚園の安定的な運営を保障し、教育の質の一層の向上を支援します。

5. 学校間連携の充実

学校と地域が連携・協働し、子どもの発達段階に応じて、能力・個性等を最大限に伸ばす教育を進めていくため、同一学校種間の連携を強化するとともに、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校など異校種間で連携し幼児教育から高校教育までを連続的につなぐ教育に関する取り組みを推進します。

帯広市教育基本計画(平成22年3月)

第4章 取組みの展開

個別目標1-1 知識・技能の習得

- (1) 子どもの学力・学習意欲を高める教育の推進
- ① 幼児期の学びの充実

幼児期において、子どもたちが、生涯にわたる学びの基礎となる好奇心や探究心、思考力、ことばに対する感覚などを身につけることができるよう、遊びや体験活動などをすすめます。

個別目標1-2 豊かな心の育成

- (1) 子どもの社会性の育成
- ① 道徳教育等の推進

幼児期において、子どもたちが、自立心や身近な人への信頼感、きまりを守ろうとする気持ちなどを身につけることができるよう、身近な大人や友達などとの温かな関わりを深める活動をすすめます。

- (2) 豊かな情操の育成と生きがいづくり
- ① 子どもの芸術・文化活動の促進

幼児期において、子どもたちが、豊かな感性や表現力の基礎を身につけることができるよう、リズム遊び や踊り、お絵かきなどを通じて、感じたことや考えたことを自分なりに表現する活動をすすめます。

② 鑑賞機会の提供

子育でに関わるボランティアなどと連携して、乳幼児から親子で芸術・文化にふれることができる機会を 提供します。

③ 読書活動の推進

子どもが乳幼児期から読書に親しむことができるよう、ボランティアの協力を得ながら、ブックスタート や読み聞かせに取り組むほか、ブックリストなどを通じて、発達段階に応じた図書の紹介をすすめます。

④ 世代間交流の促進

乳幼児期の子どもがさまざまな世代の人たちとふれあうことができるよう、保育所や幼稚園において、地域のお年寄りとの交流や小・中・高校生の保育体験を行うほか、保育所や幼稚園、子育て支援センターを活用し、親子が自由に参加し交流できる場を提供します。

個別目標1-3 健やかな体づくり

- (1) 健やかな体を育むスポーツ活動等の推進
- ① 子どものスポーツ活動の促進

幼児期において、子どもたちが、心身ともに健やかな体をつくることができるよう、遊びや生活を通じて楽しく体を動かす活動をすすめます。

③ 健康に関する意識啓発

幼児期において、子どもたちが、健康で安全な生活のために必要な基本的な習慣を身につけることができるよう、生活リズムの向上や、身の回りのことを自分でしようとする意欲の育成に取り組みます。

- (2) 食育の推進と学校給食の充実
- ① 食育の推進

妊娠中から乳幼児期における食習慣の改善や健康の保持増進に必要な知識を習得することができるよう、 乳幼児健診時に栄養相談・栄養指導を行うほか、離乳食教室などの食育講座を開催します。

個別目標1-4 人間を尊重し自然と共生する人づくり

- (3) 環境に関する教育・学習活動の推進
 - ① 環境に関する教育・学習活動の推進

幼児期において、子どもたちが、自然のすばらしさや不思議さに気づき、動植物などを大切にする気持ちを身につけることができるよう、自然や動植物にふれたり、育てたりする活動などをすすめます。

第5章 基本目標を実現するための基盤づくり

基本方向2 教育を支える人材の育成

(2) 地域の人材の発掘・育成・活用

③ スポーツ人材の育成

スピードスケートのすそ野を広げるとともに、ハイレベルな競技者を育成するため、競技団体などと連携 して、子どもたちが幼児期から学校卒業まで一貫した専門的指導を受けられるしくみづくりをすすめます。

基本方向4 教育機会の確保

- (2) 健やかな発達の支援
- ③ 総合的な支援の推進

早期発見、早期療育の視点に立ち、乳幼児期からの相談体制の充実をはかり、一人ひとりの発達に応じた支援と療育をすすめます。

(3) 教育行政執行方針への記述 ある 15、ない 4

子育て支援は、乳幼児期から青年期までの切れ目のない連続的な取り組みが必要です。小学校との円滑な接続のほか、幼児期までに育ってほしい10の姿など、教職員が教育内容や指導方法について相互理解が深められるよう北海道教育委員会や大学との連携を進め、質の高い就学前保育・教育に努めてまいります。

こども園と小学校の連携を推進し、教育内容・方法の改善充実に努め、小学校と円滑な接続を図ります。

・子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、教育・保育・学校等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容、環境整備、学習環境の向上を図ります。

保育所・幼稚園から小学校へ進む子どもたちがいきいきと成長できるよう「保育」と「教育」の違いを踏ま えたなめらかな接続を進めるため、幼児と児童の交流活動や保育士など関係者と連携した取組を実施する とともに、保育活動と教育活動の連続性を踏まえた教育の工夫、改善を推進してまいります。

学校間連携では、義務教育9年間を見通した小中連携教育の取組を推進するとともに、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続を図る事業に取り組みます。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることを踏まえ、家庭・保育園・小中学校が 連携して、子どもを育てる地域の環境づくりを進めます。

就学前の教育・保育に関する業務を一体的に進めるために、幼稚園部門の運営を子育て応援課に事務委任 し、保育や子育て支援などの機能を加えて業務を開始しています。(平成28年度より)

幼稚園教育要領に基づく教育課程編成の指導など、教育委員会としての権限に基づく事務については引き続き関わり、幼児教育の質の向上に努めてまいります。

・子どもたちが生涯にわたって社会で生き抜いていくために必要な確かな学力・豊かな心・健やかな身体を バランスよく育む教育を進める。

幼児教育については、「ひろお幼稚園」と「ひろお保育園」の統合により、平成31年度から新たに保育所型の認定こども園が開設され、幼保一元化とともに、新施設へ引き継ぐことになります。今後も認定こども園や保育所と小学校との連携も視野に入れながら、町部局との協働体制を一層深めてまいります。

幼児期の教育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校への円滑な接続が求められることから、保育所や小学校との交流連携を引き続き推進するとともに、多様化するニーズに対応するため異年 齢保育や延長保育、満3歳児保育、特別な支援を要する園児への対応など、継続して実施してまいります。

幼児教育については、幼稚園等での遊びや生活を通して育まれてきたことが、小学校の各教科等の学習に円滑に結びつくよう、生活科を核とした「スタートカリキュラム」の編成に取り組むとともに、昨年11月、北海道及び北海道教育委員会において、「北海道幼児教育振興基本方針」が策定されたことを踏まえ、関係部局との連携等を検討してまいります。

全国学力・学習状況調査等を活用した検証改善サイクルに基づき、幼保小中合同の研修会や乗り入れ授業、ジョイント教室、合同運動会等を開催するほか、家庭学習や放課後及び長期休業期間中の学習サポートを充実していきます。

また、学校、保護者、地域、関係機関等と危機意識や課題意識を共有し、地域総ぐるみで「早寝・早起き・朝ごはん(あいさつ・ノーテレビデー)運動」を継続するとともに、「スマホ・ゲーム機使用のルール」に基づき生活リズムの改善に取り組み、「教育の日実践交流会」などで「朝読・家読」運動、「うらほろリレー家読」運動などの取組成果を交流します。

子どもたちの発達段階に応じた能力や個性等を最大限に伸ばすため、同一校種間の連携事業を進めるとともに、幼児教育から高校教育までを連続的につなぐ異校種間連携事業を推進します。

「家庭教育学級」や子育て支援・学習と交流の会「すくすく」の充実をさらに図ってまいります。また、子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連携により、家庭教育・子育て支援の充実に努めてまいります。

小学校と保育所の連携でありますが、小学校絵の園児を招いての交流や小学校教員の保育所参観など実施 しており、小学校入学時におけるスムーズな繋ぎとなるよう努めてまいります。

Ⅰ-2 市町村における子育て支援の充実に向けた具体的な取組について

- 子ども食堂の運営支援
- ・幼児教育の無償化に伴う認可外保育への支援
- ・第2子目以降保育料無償化(副食費の無償化)
- ・子育て相談窓口の開設
- ・病後児保育を認定こども園で実施
- ・子育て祝金制度
- ・学校給食費、補助教材費などの保護者負担の軽減
- ・就学前の子どもと保護者及び妊娠中の方々に交流の機会を提供し、相談機能が充実されるよう子育て支援 センター事業の拡充
- ・認定こども園の0~2歳児の保育料や全入園児の給食費も含めた完全無料化
- ・ 0 歳~高校生までの医療費の無料化
- ・育児相談
- ・就学時前の情報提供と就学児検診時における情報提供
- 家庭教育学級
- ・小学校校長による講演会の実施
- 未就園児親子登園
- ・小学生未満の子どもを持つ保護者を対象とした相談窓口の開設
- ・訪問型支援の実施(乳幼児期からの継続性を持った支援)
- ・子育て講演会の開催
- ・出産祝金制度、子育て支援センターでの子育てに関する育児相談や母子対する健康サポート事業を実施。こ ども発達支援センターを開設し子どもの発達相談及び支援を行っている。国に先駆けた保育料等の無償化 を実施しし、令和元年10月からは保育施設に通う子ども達の副食費を無償としている。
- ・保育所、幼稚園への入所時の、各所属への事前の情報提供
- ・第二子以降の新生児訪問には、保育士も同行
- ・訪問型支援の実施
- ・保健師が子育て支援センターの事業に立ち会い、また子育て支援センター職員が新生児訪問や乳幼児健診 に立ち会うなどして、支援が必要な家庭に対して、双方連携しながら成長の見守りと必要に応じた訪問支 援などを実施している。
- ・子育て世代包括支援センターを昨年の7月に設置し、発達支援相談員や助産師、保健師の相談を気軽に受けることができる体制を構築しています。当初母子保健型のみの実施でしたが、10月より基本型の運営も開始しました。また、10月より実施している幼児・教育の無償化において、3歳児以上は副食費を国の対象者以外の世帯も全員4,500円まで無償としました。
- ・保育料の軽減(国基準の40%)
- ・3 歳以上の給食(副食費)無償化
- ・出産祝い品の提供
- ・住宅施策の実施 (新築住宅の補助)
- ・就学前における情報提供
- 各種健診等費用の助成
- ・中学校までの医療費を助成
- ・「幼児教育・保育の無償化」に含まれない副食費を町独自で無料化

- ・子育て支援室の創設 (H31.4~)
- 一時保育の実施
- ・子育て応援サポートブックの作成
- ・子育て短期支援事業の実施
- ・経済的支援〜特定不妊・不育症治療費助成、出産育児支援金、高校生までの医療費無償化、任意予防接種費 用助成、保育料・学童保育料の軽減等。
- ・相談支援の充実~産前産後サポート・産後ケア事業、助産師の訪問相談体制、ファミリーサポートセンター 事業 (H30~)、病後児保育、一時保育
- ・子育て中の親子が交流を深める場を設ける
- 一時保育の実施
- ・子育てに関する相談窓口の設置
- ・乳幼児健診時における情報提供
- · 乳幼児家庭全戸訪問
- ・子育て相談
- ・子育てサークル支援
- ①誕生記念品(出産・子育て応援事業)贈呈 木製知育玩具(第1子=積木、第2子=輪投げ、第3=木琴)、埋立ゴミ袋の贈呈
- ②就学前教育・保育施設の運営
 - へき地保育所~町立へき地保育所として運営
 - こども園~施設型給付費の支給
- ③ 地域子ども・子育て支援事業への運営費補助 「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」「延長保育事業」 「ファミリーサポートセンター事業」「病後児保育事業」
- ④こども園施設整備費償還金補助

民間が整備した、こども園の施設について、国からの補助金を除くすべてを本別町が負担

⑤発達支援センターの運営

「児童発達支援事業」「放課後デイサービス事業」「保育所等訪問事業」実施

- ⑥第3子以降の保育料の全額免除
- ⑦保育料の軽減(0歳~2歳児)国が定める保育料の半額
- ⑧令和元年10月から国が進める幼児教育保育の無償化に加え、給食費(主食・副食)を町が負担
- ⑨学童保育(本別中央小、勇足小校区、仙美里小学校区)の運営
- ・保育料の無償化
- ・就学時検診時における情報提供
- ・就学時検診時における情報提供
- ・中学校区の幼保小中・学童保育でエリアファミリーとして連携、支援ケース等引継ぎ等の連携
- ・訪問型支援(保健師・保育士の連携によるこんにちは赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業)
- ・子育て相談の充実(子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、発達相談室など)

Ⅰ-3 市町村における幼児教育の充実に向けた具体的な取組について(幼保小連携・接続を含む)

- ・特別な支援を要する児童の情報提供(小学校就学予定の児童について事前に情報提供を行う)
- ・こども園、保育所児童の小学校訪問、1日体験入学、小学校教諭との引継ぎ
- ・町内の認定こども園・小学校・中学校の担当者が一堂に集まっての研修会実施
- ・認定こども園の保育教諭と町内の小学校教諭が相互に訪れる機会の拡充
- ・国際交流推進員を配置し、こども園と小学校低学年の児童を対象とした国際理解教育や遊びの実施
- ・フォローアップ (小学校就学後に行う1年生への援助、指導)
- 交流授業
- ・町内の保育所こども園、小学校教諭の担当者が集まっての研究大会の実施
- ・町内の保育施設職員が一同に集まっての研修会を実施
- ・幼稚園教諭を対象とした研修会への参加
- ・年長児と小学生の交流や保育士と小学校教諭の合同研修を実施し、就学への適切な接続を行っている。町独 自に少人数学級を編成している。(小学校1・2年生は20人程度の学級としている)
- ・地元食材を多く取り入れた給食を提供し、食育を推進している。
- ・幼小連携・接続推進リーダーが幼稚園・保育所を訪問し、小学校との接続を図る。
- ・架け橋カンファレンスにより、小学校教諭が幼稚園・保育所を訪れる機会、幼稚園・保育所教諭等が小学校 を訪れる機会を創出。
- ・町内の幼稚園・保育所・小学校の合同研修会の実施。
- ・村内保育園・小学校の担当者で「保・小連携協議会」を組織し、相互の課題について共有するとともに、連携した取組の充実。
- ・保小連携のもと、小学校スタートカリキュラムを協働で作成。
- ・村の教育研究大会において、幼~中までの教員が連携し授業や保育の研究を実施したり、中学生や小学生が 幼稚園や保育園を訪れ、交流するなど進学時のギャップが少なくなるよう定期的に交流を実施しています。
- ・保育所・こども園との連携事業(1日入学・学校訪問)
- ・認定こども園へのALT派遣
- ・子ども交流事業(自然体験)の実施
- ・小学校教諭および教育委員会職員による保育所訪問、幼児に関する情報交換
- 幼保小連携
- 異年齢交流の実施
- ・入学前児童が、小学校へ円滑な入学を行い、義務教育の始まりにスムーズに適応するため、小学校での体験

 な流
- 一部の学校では地域保育所と合同で運動会や学習発表会を実施。
- ・平成30年度から、生活科を中心として第1学年で実施するスタートカリキュラムを実施。
- ・小学校教員との連絡会議
- 小学校訪問
- •一日体験入学
- · 小中合同研修会
- ・こども園~外国人による英語学習

保育所~教育委員会職員(臨時職員)による、「英語であそぼう」で保育所へ月に一度訪問

- ・様式2 (別紙) に記載した内容がほとんどであり、交流、引継ぎが主な内容です。
- ・子ども、子育て会議を開催し、意見徴収や連携強化を図っている。
- ・町内のへき地保育所・小学校・中学校の担当者が一堂に集まっての情報交換会実施
- ・小学校教諭が幼稚園及び保育所を訪れる機会の創出
- ・全中学校区ごと (エリアファミリー) の合同研修会、その他共同の活動
- ・公立と私立保育所合同の施設長研修、幼稚園と保育所の合同研修会の実施、研修団体への補助
- ・保育所職員の小学校授業参観と運動会見学、小学校教諭が保育所訪門し新入学児童ケース引継ぎ

Ⅱ-2 各施設の職員の資質向上を図る研修機会の状況について

- ・町内の保育施設職員を対象とした合同研修会の開催
- ・町内の保育士養成施設における専門的研修の実施
- 各所で研修会を実施
- 各種研修会への参加
- ・認定こども園の全職員を対象に、幼児教育アドバイザー(大学教授等)による職員研修を実施
- ・認定こども園に国際交流推進員(外国人)が常駐しており、日常的に国際理解教育や遊びを実施
- ・幼児教育に係る研修会への積極的な参加と町内在住の外国人就労者との交流を図っている
- ・町内のこども園、保育所職員による研修会を実施。
- ・町内のこども園、保育所、小中学校との研修会を実施。
- ・指導主事、養護学校教諭からの指導・助言
- ・町内の保育施設職員が一同に集まっての研修会を実施
- ・各所で研修会を実施(外部講師に依頼)
- ・各保育施設職員や小学校教諭と合同の研修会の実施
- ・外部から講師を招いた勉強会の実施
- ・芽室町保育士合同研修会(町内の保育士、幼稚園教諭が一堂に集まっての研修会 年1回)
- ・発達支援センター学習会(町内の保育士、幼稚園教諭、学校教諭が対象の学習会 年3回)
- ・外部研修への参加
- ・2村(中札内村と)連携の研修に参加したり、局からお知らせされる研修を斡旋し、都合がつく場合は極力 参加してもらっています。

公立園について

- ・キャリアアップ研修や各種専門研修の参加義務付け
- 外部団体等主催の研修会に参加
- ・保育士が集まっての勉強会実施
- ・公立保育所の保育士を中心とした研修の実施
- ・発達支援に関する研修会の案内
- ・発達支援センター主催の研修会(年2回程度)
- ・各所で研修会を実施
- 各種研修会に参加

こども園

- ・職員研修6回(19人)、リーダー研修2回(2人)、障がい児教育研修会1回(2人)
- ・園内研修 5 回(全員)、児童虐待対応専門研修 1 回(2人)
- ・地域子育て支援拠点事業研修1回(1人)、栄養管理担当研修1回(1人)
- ·給食担当者研修1回(4人)、給食施設調理従事者研修 1回(2人)
- ·特定給食施設等栄養管理担当者研修1回(1人)
- ・各所及び各施設合同での職員研修会を実施。
- ・中学校区ごとのエリアの幼稚園・保育所・小学校の研修会実施、
- 各施設へ市の保健師や栄養士等を派遣
- ・委託する巡回指導員による特別支援保育への助言指導

Ⅲ 市町村における子育て支援及び幼児教育に係る課題等について

- ・職員の確保・施設の老朽化・待機児童の増加・要支援児童への対応
- ・支援が必要な幼児の増加に対応する保育教諭の確保
- ・保育料無償化による未満児の増加に対応する保育教諭の確保
- ・認定こども園の開設以降から保育料の完全無料化を実施していたため入園児数の増加が続いており、保育 スペースや保育教諭の確保が課題
- 保育教諭の確保
- ・研修、会議等の時間の確保
- ・保育教諭の確保
- ・町の関係部局との連携が十分ではない
- ・保育無償化による保護者の入園希望施設の偏りによる定員数超過
- ・保育教諭の確保
- ・各機関との連携
- ・保育士、保育教諭の確保
- 保育士、調理員の確保
- ・乳幼児の保育園利用希望増への対応
- ・人員の問題があります。どの自治体もそうかもしれませんが、保育士の不足により、ぎりぎりの運営が続いています。幼児教育・保育の無償化により、今後保育ニーズが高まり幼稚園・保育園等を利用したい方が増えた場合には、まかないきれなくなる可能性もあります。
- ・認定こども園全体として、人員が不足している。
- ・子育て支援センターについても、同じ社会福祉法人が運営しており、十分には人員を配置できていない。
- ・保育教諭の確保
- ・町関係部署、各施設との連携が十分ではない
- ・保育士不足
- ・異校種間連携が十分ではない。保育所の待機児童対策。児童館等施設等がないため子どもの居場所が少ない。児童デイサービスがなく学童保育所及び発達支援センターの負担が大きい。保育所及び学童保育所の保育士等人材確保。発達支援センターの専門職確保及び施設整備。
- 保育士の確保
- 保育教諭の確保
- ・少子化に伴う園児数の減少
- ・保育教諭の確保
- ・待機児童の解消 ・低年齢児の保育枠の確保 ・少子化に伴う施設の統廃合の検討
- ・保育士・幼稚園教諭・保育教諭・学童保育指導員の確保・学童保育施設の確保
- ・病児保育 ・医療的ケア児の保育 ・子育て支援の充実と市民周知 ・・・など・・・

◆ 幼稚園・こども園・保育所における幼保小連携に係る取組

- ・新一年生の引き継ぎ会議
- ・"きのネット"への参加。近隣小学校の行事(お祭り等)に参加等
- ・入園式・入学式に臨席。
- ·参観日職員見学。(年3回)
- 運動会、発表会、学習発表会の職員見学。
- 支援学級利用希望保護者と学校訪問。
- ・運動会・発表会ポスターでお互い周知。
- ・年間3回以上の校長・教頭・主幹・特別支援職員との連絡会議
- ・小学校の学習発表会とマラソン大会の総練習見学。(園児)
- ・支援学級在籍予定児の入学式総練習参加。"
- ・近隣の幼保小中、学童、養育機関との年3回の連携会議2~3月にかけて、小学校教員との連絡会議
- ・幼保小中連携の"きのネット"による子どもの姿や家庭環境等の情報共有等
- ・小学校教員による入学予定児童の行動観察。園児による小学校の見学実施
- · 近隣小学校、身体検査等
- ・近隣小学校への一日体験入学、小学校教員との連絡会議
- ・9月:年長児小学校訪問、2月:一日体験入学、3月末:小学校教員と引継
- ・2月:一日体験入学、3月末:小学校教員と引継
- ・年長児童の小学校行事見学、こども園・小学校の担当者が一堂に集まっての研修会
- ・近隣小学校への一日体験、交流授業等
- ・近隣小学校への一日体験入学、小学校教員との連絡会議
- ・小学生との交流、小学校教員との合同研修会
- ・近隣小学校への一日体験入学、年3回の小学校とのカンファレンス
- ・近隣小学校への行事見学、一日体験入学、小学校教員との連携会議
- ・近隣の小学校へ一日体験入学、小学校低学年の児童との遊びでの交流
- ・一日体験入学、小学校教員との面談、コミュニティースクールへの職員参加
- ・小学校教員との連絡会議(年3回)、就学前に小学校教員・保育園・保護者で面談、小学校教員が保育所に 訪問し、主に年長児の様子を確認(11月)
- ・近隣幼稚園との交流、体験入学、小学校教員による保育所訪問
- ・体験入学、小学校教員による保育所訪問
- ・近隣小学校への一日体験入学実施
- ・合同による運動会・学習発表会の実施
- ・2 月に小学校教員との連絡会議
- ・小学校訪問、一日体験入学、小中合同研修会
- ・校長先生と遊ぼう、一日体験入学、小中合同研修会
- ・勇足小学校との合同運動会(5月)
- ・勇足小学校主催のお祭り集会に参加、年長児、保護者、保育士(6月)
- ・勇足小学校全校マラソン大会、沿道で応援(10月)
- ・勇足小学校児童会安全委員会来所、歯の大切さを伝達、歯磨き指導(11月)
- ・年長児通学指導(年長児、保護者)出席(3月)

- ・就学前引継ぎ(卒園児対応)(3月に1日間)
- ・仙美里小学校主催の1年生授業見学・交流会(4月)
- ・保育所へ仙美里小1年生が訪問、交流会(5月)
- ・仙美里小学校との合同運動会(6月)
- ・仙美里小学校にて夏休み作品見学(8月)
- ・仙美里小学校にて陸上記録会見学・参加(9月)
- ・仙美里小学校主催の子どもまつりに参加(12月)
- ・仙美里小学校にてスケート記録会見学(1月)
- ・仙美里小学校主催の一日入学(2月)
- ・就学前引継ぎ(卒園児対応)(3月)
- ・中央小2年が来園、施設見学及び3歳児以上と児童との交流(6月)
- ・中央小教諭来園、年長児の様子見学及び年長担任と懇談(7月、8月)
- ・中央小で行われた、子ども祭りに年長児が参加(11月)
- ・中央小(1年・2年生)で行われた、生活科交流学習「おもちゃランド」に年長児が参加(12月)
- ・中央小(1年・2年生)で行われた、生活科交流学習「ミニ子ども祭り」に年長児が参加(1月)
- ・中央小教諭来園、年長児英語教室を見学、年長担任と懇談(2月)
- ・就学前引継ぎ(卒園児対応)3月2日間
- ・近隣小学校への一日体験入学、小学校教員との連絡会議
- ・近隣小学校への一日体験入学、毎月小学校、中学校、教委との連絡会議
- ・コミニュティースクール協議会の参加、スクールフォーラム会議の参加
- ・小学校の授業参観と運動会を職員が見学、小学1年生と園児の交流
- ・参観日・運動会・発表会見学等行事での交流。夏休みボランティア受け入れ
- ・小中学校の職場体験受け入れ、小学校運動会を職員が見学
- ・中学3年生が保育所に来て4・5歳と交流
- ・小学校の職場体験授業の受け入れ、小学校運動会を職員が見学
- ・小学校の学習発表会見学、小学校との卒園児ケース交流会
- ・小学生ボランティア受け入れ、発表会を職員と年長児が見学
- ・小中学校の職場体験受け入れ・小学校の発表会と作品展を園児が見学
- ・小中学校の職場体験授業の受け入れ、小学校運動会を職員が見学
- ・小学校発表会を子どもと職員が見学、小学校へ体験入学
- ・5.6年生と園児との交流。近隣小学校との職員の連絡会議
- ・近隣小学校への一日体験入学、職員の小学校の運動会見学
- ・小学校の子ども達との交流事業、小学校の学芸会などの見学
- ・特別支援校との交流・小学校教員との情報共有会議・小中職場体験受入他
- ・小中学校の職場体験授業の受け入れ・小中学生と園児との交流会
- ・主に帯広市エリアファミリー連携事業の取り組み
- ・支援センターとは異なる地域開放相談等
- ・地域の祭りに保育所も小学校も役割をもって参加している
- 職場体験
- ・小学校運動会と学芸会を園児と職員が見学
- ・主に帯広市エリアファミリー連携事業の取り組み
- ・小学校の学芸会を見学、放課後保育園で遊びの受け入れ

- ・中学校の職場体験授業の受け入れ、小学校運動会職員見学
- ・近隣保育園、小中学校合同で研修会など行っている
- ・小学校運動会、発表会を職員が見学
- ・2月に小学校との連絡会議、小学校教員による保護者講演会
- ・近隣保育所との行事の交流、小学校への一日体験入学
- ・小学生と園児の交流会、中学校職場体験学習の受け入れ
- ・小学校運動会・卒入学式への職員の見学
- ・近隣小学校への一日体験入学、児童と園児の遊びを通した交流
- ・近隣小学校への一日体験入学、2月に入学児童の引継ぎ

◆ 子育て支援拠点施設における保護者への学習及び研修機会

- ・小児救急講習会、ベビーマッサージ、母乳相談、歯科衛生講習会、育児講習会等
- ・子育て心理学協会認定インストラクター・カウンセラーの方に保護者の方たちに向けて対面講座。「ココロ 貯金」の話をもとに、子育てについてアドバイスをしてもらう。
- ・元園長の子育て講座「ワンオペ育児」の話をもとに子育てについてアドバイスをしてもらう。
- ・遊びの広場で「親子クッキング」を実施する。白玉団子を作る。親子で調理をし、楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を実践していく。
- ・遊びの広場で「リトミック教室」を講師をよんで親子で身体を動かし楽しんでもらう。
- ・フルートやピアノの合奏も聴き、音楽を楽しむ。
- ・セルフエスティーム Touch 協会認定・HOCORU ベビマセラピストの講師の方に 2~6 か月のお子さんと保護者 対象に「ベビーマッサージ教室」を行う。親子のスキンシップ・マッサージを行うことで、赤ちゃんの心を 満たし、脳や全身の発達の手助けを行う。 "
- ・パンフレット等で研修等の案内(参加申込は個人で自由)親子わらべうた講座を年一回開催
- ・保護者を対象に子育て講演会を実施
- ・育児サークル・広場の開催、育児相談の実施
- ・子育て相談、子育てネットワーク育成支援
- ・外部講師を招いての研修会やリトミックなどの実施
- ・妊婦相談、母親両親学級、妊婦訪問、出生児訪問、子育て相談等
- ・救急救命講習等の企画
- ・講演会などの開催(講師:歯科衛生士や栄養士など)
- ・ミニ講座(栄養、育児、あそび、応急手当、健康、メンタル等)
- ・子育て出前ミニ講座(教育委員会共催事業)
- ・保護者対象の研修会を実施
- ・すくすく教室、子育て講座、ママと赤ちゃん相談会、家庭教育学級、乳幼児学級、栄養相談会
- ・ママと赤ちゃんの相談会(わくわく講座・食事講座・歯っぴい講座)、マタニティ広場